

丹党岩田氏に関する新出史料

新井 浩文
根ヶ山 泰史

はじめに

本稿は、埼玉県立文書館と埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課（現文化資源課）とによる合同調査を実施した、福井県小浜市所在「岩田家文書」に関する史料紹介である。

調査に至る経緯は、平成二十九年（二〇一七）六月、本史料群の所蔵者から、生涯学習文化財課が御所蔵史料に関する問い合わせを受けたことに端を発する。写真を送っていたと、新出の丹党岩田氏系図や岩田氏関係の中世文書の写本、埼玉県が所有する県指定有形文化財「安保文書」三七通の写本など、貴重な史料が含まれていることが判明したため、同年八月に新井（文書館学芸主幹（現埼玉県立歴史と民俗の博物館学芸主幹）・根ヶ山（生涯学習文化財課主任（現同館学芸員）兩名による現地調査を実施したものである。

武蔵武士の丹党岩田氏は、「丹党系図」⁽¹⁾に見える行房系の最有力氏族で、秩父郡における丹党全体の中でも、中村氏に次ぐ勢力を誇る武士団であったといわれる。また、中村氏が西遷等により各地に分散したのに対し、岩田氏は一貫して武蔵国を中心に活動し、後に中村氏を凌ぐ勢力を持つようになったとされる⁽²⁾。

岩田氏は、鎌倉時代には御家人としての活動が知られるほか、一四世紀初め頃の秩父神社社殿修造に際しては、秩父郡内の地頭層等と連合し、社領の惣領地頭である中村氏に反抗していたことが知られている⁽⁴⁾。南北朝時代以降には関東公方足利氏の下での活動も知られ、猪俣党藤田氏との密接な関係も指摘されている⁽⁶⁾。戦国時代には、北条氏麾下での活動が知られている⁽⁷⁾。しかし、岩田氏に關係する中世史料は少なく、その事跡の多くは解明されていない⁽⁸⁾。

さて、今回紹介する史料群を伝えた岩田家には、丹党岩田氏に出自を持ち、鎌倉幕府の御家人であったという家伝が残っている。当家は太平洋戦争の頃までは東京の品川に居住していたが、空襲の被害から逃れるため、親類の暮らす小浜へ疎開してきたのだという。その際、かろうじて持ち出せたのが本史料群であったと伝えられる。

本史料群の全体像については、後掲【表一】の目録を参照されたいが、書状が一点もなく、家関係の史料が大半を占めているのが特徴といえる。家関係史料も、①江戸時代に作成された系図・家譜・中世文書写本等、②幕末から明治時代にかけて作成された由緒書や転居・貫属替等に関する史料に大別される。①は、丹党岩田氏に関する内容を持つものであり、右の家伝と符合する。また、家譜・中世文書写本

の中で書写された文書三〇通（重複分を除くと一九通）には、新出文書が一六通含まれている。その他、先述した「安保文書」の写本が含まれていることも特筆される。

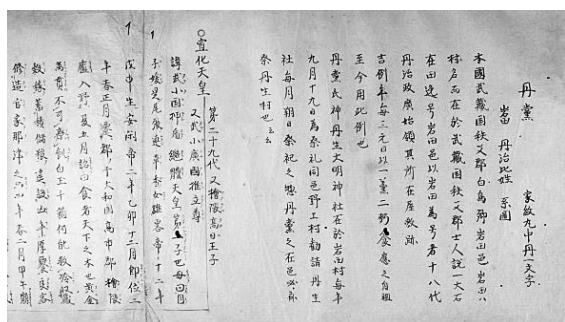
本史料群は、丹党岩田氏に関するまとまった新出史料であり、その内容には注目すべきものがある。以下、第一章では江戸時代の家関係史料について、第二章ではこれらに収録された岩田氏関係の新出中世文書について、第三章ではその他の史料について紹介したい。

（根ヶ山）

第一章 江戸時代の岩田家関係史料

本章ではまず、目録番号一「武州丹党岩田系図」（以下「小浜本」と略す）について紹介する。

丹党岩田氏に関する系図としては、小鹿野町指定有形文化財「岩田家文書」中の写本がすでに知られている（以下「小鹿野本」と略す）。その記事には「此所不書」「此所アラマシ写」など、書写を省略、あるいは概要のみ書写したとの注記が多く見られ、他に底本が存在したことが分かる。井上幸二氏は、この系図を初めて紹介し、秋元但馬守家臣の岩田彦助が、新寄居村（現寄居町）の岩田家に伝わる系譜を基礎として編んだものと



武州丹党岩田系図（小浜本）

位置づけている⁽¹⁰⁾。

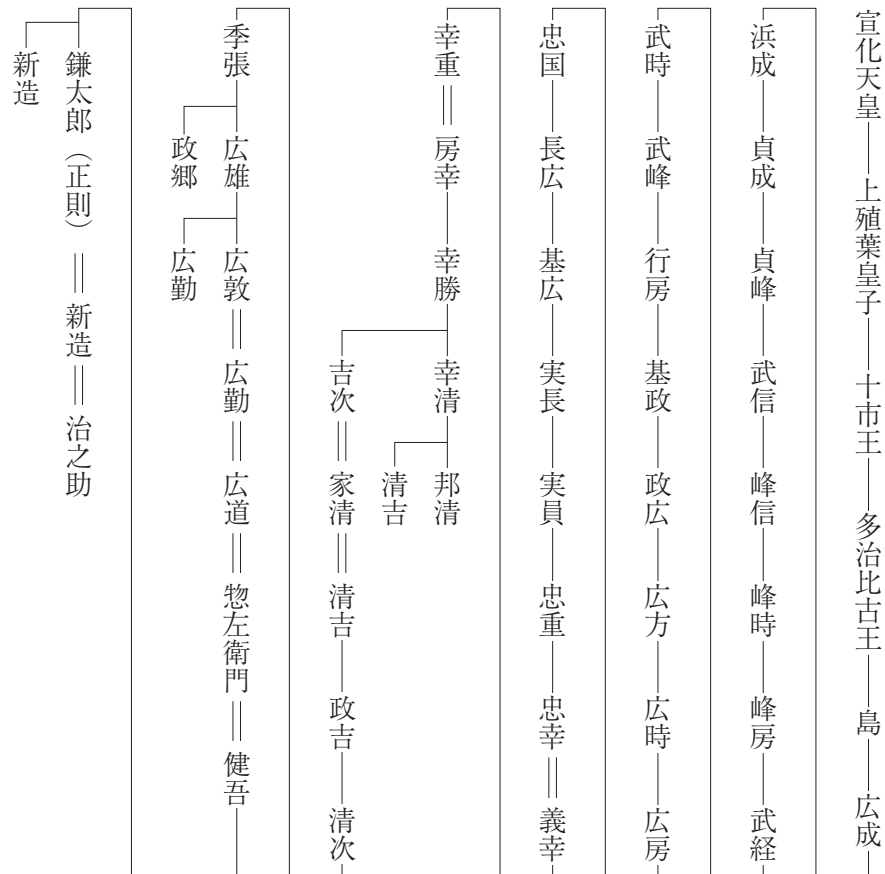
また、寄居町の岩田栄蔵家にも「丹党岩田系図」が伝来したことが知られており、先行研究にもその内容について関説したものが⁽¹¹⁾ある。ただし、その全容は⁽¹²⁾いまだ明らかにされていない⁽¹³⁾。

本稿で紹介する小浜本は、小鹿野本の記載人物名や系譜関係とは異同が⁽¹⁴⁾みられ、一方で記事の内容はより詳細である。小浜本に記載された人物名の一覧については【表二】として後掲するが、その数は延べ一六六人（再掲分を除くと一六二人）に上る。系譜関係の概要は【系図】に示したとおりである。その冒頭部分は、丹党系図の記述とほぼ一致しており、これに岩田家の系図を繋いだものと考えられる⁽¹⁵⁾。

小浜本について注目されるのは、筆跡が複数種類確認されることである。【表二】によって例示すると、少なくとも①No.89季張以降、②No.130広敦女子（兜）以降、③No.135広道以降、④No.164新造女子（末）以降、の四回は、明らかに運筆や字の大きさ、行間の広さなどが変化しており、それぞれ別筆とみられる⁽¹⁶⁾。季張に関する記事は、その死去を含む全体が同一の筆跡であり、次代以降の人物が書いたものと考えられる。

小浜本によれば、この岩田季張（のちに広智と改名。恒足軒と号す）は延宝六年（一六七八）に武蔵国萱刈荘⁽¹⁷⁾で生まれ、元禄十五年（一七〇二）に幕府への仕官を志して江戸に出て、五代徳川綱吉から八代吉宗までの歴代将軍に仕え、二二三石余の禄を与えられた。後、享保八年（一七二三）にその地位を次男政郷に譲って隠居し、宝暦十二年（一七六二）に没したとされる。墓所は武州四谷浄土宗大宗寺とある。後述するが、季張は「岩田家系録」の著者でもあり、岩田家の系譜や事

【系図】岩田氏略系図（小浜本を基に本稿中の検討を加味して作成）



跡を詳しく考証した人物である。季張の記事以降、筆跡が複数回変化していることも勘案すれば、小浜本は、当初季張の代に編纂され、その後当家で明治時代まで書き継がれたもの、と考えられるのではないか。

なお、この小浜本によれば、戦国時代、岩田氏は初め上杉氏に属していたこと、北条氏の武蔵国進出に伴い、岩田一族内に一時上杉方・北条方という分裂が生じたこと、丹党中山氏から養子（家勝の次男家清）を取ったこと、江戸時代中期以降、季張の家系は基本的に江戸へ拠点を移し幕臣となって幕末を迎えたこと、江戸幕府滅亡に伴い、当家は一度静岡へ移住したこと、などの知見を得ることができる。系図という史料の性格上、直ちに全てが史実と確定することはできないが、本史料は現在確認しうる最も詳細な丹党岩田氏系図といえ、高い学術的価値を有していることは疑いない。

次に、目録番号二「岩田家系録」について紹介する。

「岩田家系録」については、独立行政法人国立公文書館に「昌平坂学問所」蔵書印のある写本が所蔵されている¹⁸⁾。これと今回紹介する写本とを比較すると、両者とも序文（「自序」末尾に「岩田恒足軒丹治比広智／朱印」との識語が記されており、ともに朱印は押されていないため原典ではないことが分かる。内容については両者ほぼ同一であり、同系統の写本と考えられる。ただし、国立公文書館本の巻末には、「岩田伝左衛門所蔵」として、（天正十年）十一月二十二日付北条氏直書状（岩田玄蕃宛）の写本が追記されている点が異なる¹⁹⁾。

本書の著者については、序文末尾の識語や、本文末尾が享保七年における季張の娘岩の死去で終わっていること、本文中に記載される最

新の年号が寛保二年(一七四二)で季張存命中であること、本文中に一人称として「広智」が使われていることなどから、岩田季張(広智)と考えられる。よって、寛保二年以降、季張没年とされる宝暦十二年までの間に成立したと推定される。先述したように、季張は江戸へ出て幕府に仕官し、幕臣となっていたようであり、そうした活動を通じて、家譜を編纂することになったものであろう。昌平坂学問所で写本を所蔵していたのも、岩田家の幕臣化と無関係とは思われない。

本書は、大きく分けて①岩田家の家譜、②中世文書写本という二部構成となっている。①の内容は、家伝の武器に関する伝承や先祖の事跡、岩田氏の家紋や出自に関する考察、丹党と丹生社の由来や秩父郡薄村(現小鹿野町)の薬師尊十二神将像²⁰⁾、秩父郡岩田村(現長瀬町)、鉢形城下の屋敷や萱刈荘、丹党中山氏や岩田氏諸家のことなど多岐にわたる。②では、中世文書一四通が書写されており、一覧は後掲【表三】のとおりである。その内一通については、管見の限り未紹介の文書と考えられる。その個々の内容については、次章で検討する。中山氏宛の文書が含まれているのは、中山家清が岩田家に養子に入ったことに起因するであろう。

②で書写された年未詳二月二十六日付北条家朱印状【表三】No.3)の日下には、次のような識語がみられる。

此御朱印、明和七^{庚寅}四月十六日之夜、武州鉢形雨宮賀春^三止宿之處、賀春申^ス、此鉢形町^ニ北条家之御書付物所持之者一人も無之由、十六日夜半迄^拜、村内^ニ参候我等 御朱印六通迄所持、此方名も無之御書故、賀春任望候。

雨宮賀春は、小浜本によれば、広雄の娘規乃の夫となった人物であ

る。右の識語は、筆者が明和七年(一七七〇)に賀春宅に止宿した際、彼に請われてこの朱印状の原本を譲渡した、と解釈できよう²¹⁾。先に本書成立年代の下限と推定した宝暦十二年よりも後の年紀が記されているため、②の中世文書写本は明和七年以降に成立した可能性も考えられるが、この識語のみが同年以降の追筆であった等の可能性も否定できず、確定できない。今は、②の少なくとも一部は季張死後の成立であることのみ指摘しておきたい。

なお、表紙の紙背には岩田氏系図の断簡がみられ、前表紙には吉次から吉重まで、後表紙には広雄女子(千加、敬)から広敦までの記事が含まれている。よって、現在の表紙は広敦(享保三年生、安永二年(一七七三)没)以降のものであることが分かる。後述する「岩田氏伝来文書」の表紙と料紙・題簽等の仕様が同一であり、おそらくは同時期に付けられたものであろう²²⁾。

最後に、目録番号三「岩田氏伝来文書」について検討する。

本書には中世文書が一六通書写されており、そのうち一通は「岩田家系録」と重複する。一覧は【表三】のとおりである。その内容の紹介については次章に譲り、本章では書誌的な部分を検討する。

「岩田氏伝来文書」の内容は、大きく分けて①中世文書写本及び家伝武器の極書写本、②「飯田氏家図并由緒書写」という二部構成となっている。本紙第一紙裏に「明和四年^亥首夏写」とあり、また②の冒頭にも「明和四^亥春写」とあるため、本書は全体として明和四年に書写された可能性が高い。

②は、豊前国を本国とする清原姓飯田氏の系図及び由緒書である。飯田氏の系図等が書写されているのは、細川備後守家臣飯田品久の娘

が岩田広敦の妻となり、次代の広勤（広敦実弟）の養母となったことが関係していると思われる。

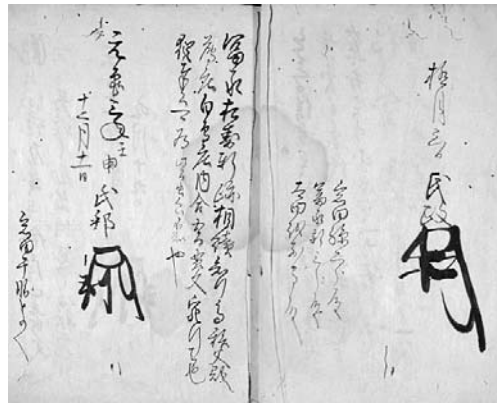
また、①中世文書写本の末尾には、次のような書写奥書がある。

右、岩田先祖ヨリ文書者、本家有リ。覚ニ写置候。尤、此外敷通之古書等有之候へとも、ことごとく写兼、荒増見聞候分留置。

明和元年申

これは、中世文書写本の全体に関する奥書とみられ、「本家」

に所在した岩田氏伝来の文書のあらましを明和元年に書写したと記されている。²³ 小浜本によれば、広勤は明和二年に御徒衆となっており、広敦はその八年後の安永二年に五六歳で死去している。²⁴ ①の底本は、広勤が広敦



岩田氏伝来文書

の養子となって家督を継ぐにあたり、両者のいずれかが岩田氏伝来の文書を書写したものと考えられるのではないか。これを、三年後の明和四年に再度写し、飯田氏の系図等と合綴したものが本書であろう。

以上、本章では、「岩田家文書」に含まれる江戸時代の岩田家関係史料を紹介した。次章では、「岩田家系録」「岩田氏伝来文書」に収録された新出中世文書について紹介を行う。（根ヶ山）

第二章 岩田氏関係の新出中世文書

本章では、【表三】「岩田家系録」「岩田氏伝来文書」所収の中世文書一九点のうち、新出文書一六点について、【表三】の番号順に紹介を行う。なお、「岩田家系録」と「岩田氏伝来文書」では同文書であっても誤写と判断される部分については、国立公文書館本「岩田家系録」との校訂を行い、欠落部分については「」で補った。

【No.1】（永禄十一年）極月三日 北条氏政書状写

今三日信玄豆州口へ可出張由、自境目「告来候、至于実儀者、重而早打を可遣間、」各可打立有支度、今一左右を可被伝候、「人衆無遅候様堅申付、今一注進を可被」伝候、恐々謹言

（永禄十一年）
極月三日 氏政（北条）
（花押影）

岩田孫二郎殿

富永新三郎殿

太田越前守殿

（解説）永禄十一年（一五六八）十二月六日、武田信玄は突如として今川氏真と断交して駿河国に侵攻する。これにより、甲・相・駿の三国同盟が崩壊、翌年北条領国への侵攻が始まる。本書状はその動きに際して北条氏政から出されたものか。富永・太田両氏は北条氏の江戸衆に属した武将。当時、岩田氏が江戸衆に属していた記録はないので、

両者との関係は不明である。

【No.2】天正十六年三月 北条家朱印状写

定

- 一 軍勢味方の地にをいて乱妨狼藉」の輩、一錢伐たるへき事、
- 一 陣所にをいて火を出すやからあらハ、」^(擲)からめとり出すへし、
自然ちくくてん」^(透電)せしめは其主人罪科たるへき事、
- 一 ぬかわら・薪・つくし以下、亭主にあひ」ことハり可取之事、
^(棟葺)右條々若令違犯者、忽可被処嚴」科之旨、被仰出候也、

天正十六年三月



（印影「禄寿応穩」）

（解説）宛所を欠くが、天正十六年（一五八八）三月に北条家から出された禁制である。味方の地にて罪科を犯した者に対して「一錢伐」斬罪の重罪が課されている等の内容から、天正十八年（一五九〇）の小田原攻めに関する掟書か。豊臣軍との決戦を目前にした緊迫感が窺える。

【No.3】年未詳二月二十六日 北条家朱印状写

来月可為出馬間、くわきう可致支度、」乍毎度之儀、嚴密ニ可致之、兼而之」雖法度候、猶被仰出候、鑓・小旗持之外者」悉可致指物、きれこはた、古小旗相止、」結構可致之、又鑓二間之中より短ふ」可為持改可申付、朱して悉新可」致之、鑓之箔はけたるをは可推直、」此筋目雖不及申出候、猶自然為油」断候、若掟忽諸ニ付而者、可処嚴」科者也、〔仍如件、〕

虎御朱印二月廿六日

（印影「禄寿応穩」）

此御朱印、明和七^庚四月十六日之夜、武州」鉢形雨宮嘉春」止宿之処、嘉春申スハ、此鉢形町」北条家之御書付物所持之者一人も」無之由、」

十六日夜半迄拜、」村内分參候我等 御朱印」六通迄所持、此方名も無之御書故、嘉任望候、

（解説）宛所を欠くが、北条家が出陣に際して、改めて装備の具体的な内容を申し付けたものである。元龜三年（一五七二）の北条氏康から氏政への代替わりに際して実施された「着到改」が知られているが、これ以降に再度確認のために出されたものであろう。なお、本文書の後半部分に追記された来歴については本稿第一章解説部分参照。

【No.4】天正十一年九月九日 北条家朱印状写

武州榛沢郡榛沢村・原宿村、」^(深谷市)横地備前跡八幡社前南方」觀音石沼・中沢分、谷川村田通」寺領時齋料村、右之所、彦次郎」遺跡無相違宛行者也、

天正十一年 壬午年
九月九日

（印影「禄寿応穩」）

岩田右京殿^(家清)

（解説）天正十一年（一五八三）九月九日付けで北条氏直が岩田右京（家清）に対して榛沢郡内の横地備前の旧領をはじめとする五ヶ村を岩田彦次郎（吉次）の遺跡と認め、これを右京に与えた内容である。

当時、北条氏は徳川氏との同盟締結を八月に結び、九月から厩橋城(群馬県前橋市) 攻撃を再開しているところであり、岩田氏への遺領安堵はその報償として行われたものと考えられる。

【No.6】年未詳十二月二十八日 某書状写

兼而申定候着到一騎一人、無不足」来正月十五日、当地へ可被
打着候、「恐々謹言、

十二月廿八日


岩田河内守殿
(幸清)

(解説) 差出人は不明だが、宛所が【No.8】と同じ岩田河内守(幸清)なので、北条氏直か。内容は、以前から命じていた着到の馬上一騎一人が不足しているので、正月十五日までに現地へ馳せ参じるよう伝えられたものである。

【No.7】年未詳五月十四日 北条家朱印状写

去月廿八日倉賀野・都嶋衆取合」之刻、味方及敗軍所、中山」
助七郎為加勢罷出味方得勝」利、殊敵式人討捕事、可勝計者也、」此旨安房守注進候、弥可励軍功也、
(高崎市) (本庄市) (北条氏邦)

五月十四日


(印影「禄寿応穩」)※「岩田家伝来文書」による
中山助七郎殿

(解説) 「岩田家系録」には朱印影が見られないが、「岩田家伝来文書」に朱印影が写されていることから、北条家朱印状写とした。内容

丹党岩田氏に関する新出史料(新井・根ヶ山)

から、中山助七郎の倉賀野における武田氏の倉賀野衆と北条方の都嶋衆との合戦における戦功を賞したものである。なお、ほぼ同内容の文書が天正七年正月四日付で北条氏政から吉田和泉守に出されているのが確認されることから、同年のものか。(『新編埼玉県史 資料編6中世2』九七三参照)

【No.8】(天正十八年) 正月二十八日 北条氏直感状写

去廿四日於足利表、」敵三人討捕候、高」名之至神妙候、弥」
可走廻候也、

(天正十八年)
正月

廿八日 (北条氏直花押影)
岩田河内守殿
(幸清)

※原本折紙カ。『新編埼玉県史 資料編6中世2』一五〇二参照
(解説) 北条氏直が、足利表(栃木県足利市)における岩田河内守幸清の戦功を賞した感状である。同日付けの文書が、複数残されていることから天正十八年(一五九〇)に比定され、原本は他の同日文書と同様に折紙であったと推測される。

【No.9】年未詳四月十六日 北条氏直感状写

昨日之働、天晴神妙候、

四月十六日

(北条氏直花押影)
岩田河内守殿
(幸清)

(解説) 年未詳だが、本文書も前号文書と同じく、氏直の花押が据えられた岩田河内守幸清宛ての感状である。

【No.10】(元龜元年) 八月十日 北条氏規書状写

急度注進申上候、今日者敵未明^二当城へ取懸申候、かつ田^刈

も不致候、町場・和田嶋^橋「両口へ取寄申候キ、町場を致払候、

我々自身」懸合申、江川はし^橋前より押返申候、酒口ハ^{康定}山角物

主^{政信}御座候、大藤涯分走廻候、然者和田嶋ハ^{武田勝頼}伊奈四郎・小

山田^{信茂}・武田左馬助、此衆物主両度」翌日、和田嶋致可払由候^キ

涯分及防戦押返、「今日者為焼不申候、定^而明日者惣手を以^一

可致候由存候、先合指引可申付候、乍去御心安」可被思召候、

随之、今午尾・遠山新四郎かせ者^{康秀}敵へ走入申候、其後信玄^{武田}

はたもと^{康本秀}としゆ十八町へ」鐘を取候^而段々^二被帰候間、十八町へて

つほう^{鉄砲}を重堅固^一申付候、只今申被引退候、惣手之人数入申、

先日も申上候、てつほう^{鉄砲}不足^二御座候はなして^一」御座候間、

筒ハかり借可被下候、筒十八町之もやく、何共迷惑奉存候有

様^二申上候旨、可預御披露候、恐惶謹言、

八月十日^{元龜元年}

助五郎

氏規^{北条}

岩田弥三殿

(解説) 元龜元年(一五七〇) 八月の北条・武田両軍による伊豆国韮山城(静岡県伊豆の国市)における合戦の様相を北条氏規が、岩田弥三に対して伝えた文書である。同様の八月十二日付け山角康定から北

条高広宛ての文書が「尊経閣文書」に見えるが、本文書は、氏忠とともに当時、韮山城将であった氏規によるものなので戦況が詳細に報告されている。武田勢は本文書の前日九日に韮山城から一里ほどにある町庭(場)に陣取っていたことが前出の山角康定書状から知られる。

この日、武田勢は、刈田も行わずに、町場口・和田嶋口から韮山城下へ攻め寄せ、両所で激戦が繰り広げられたこと、その後、信玄が十八町へ兵を引いたこと等がわかる。なお、北条勢の鉄砲が不足している様子も伝えられており、この旨を披露するよう伝えている。ところで、岩田弥三については、岩田氏の系譜から実名は不明だが、これまでの立場から氏邦の家臣であったと思われる。氏邦は当時、鉢形在城中であり、越相同盟の上杉方の使者である大石芳綱と小田原城で会見する予定であったが、信玄の伊豆侵攻後の武蔵侵攻に備え、鉢形城に足止めさせられていたことが、同年八月十三日付け大石芳綱から山吉豊守宛ての書状から窺える。このような状況から、岩田弥三は、氏邦へ戦況を伝える奏者を務めていたのだろう。

【No.11】年未詳正月二十一日 北条氏邦書状写

いよく昨夜其地へ参着と存候、「三峯山中之否実説にて候

ハ、」早々小田原へ注進可被申候、油断」有間敷候、仍態申入

候、謹言、

正月廿一日

氏邦^{北条}(花押影)

岩田玄蕃頭殿へ^{家清}

(解説) 北条氏邦が岩田玄蕃頭(家清)の現地到着と三峯山内の動向

について小田原へ報告するよう命じている。年未詳だが、永禄十二年（元龜三年）にかけて武田勢が度々鉢形領に侵攻しているの、その関係で出された文書であろう。

【No.12】元龜三年十二月十一日 北条氏邦宛行状写

富永松寿軒跡相統知行高」秩父郡薄庄（小鹿野町）・白鳥庄内合五百貫文（寛力）
当行候、猶奉公可為肝要者也、

元龜三年壬申

十二月十一日

氏邦（北条）（花押影）
岩田千勝（邦清）とのへ

（解説）元龜三年（一五七二）十二月十一日に、富永松寿軒から相続した遺領と本領の秩父郡薄庄（秩父郡小鹿野町）・白鳥庄（秩父郡長瀬町）合わせて五百貫文を北条氏邦が岩田千勝（邦清）に与えた文書。富永氏は【No.1】文書の富永新三郎の一族か。

【No.15】年未詳三月二十七日 上杉顕定書状写

於陣中度々申届候分、不被及参陣」候間、雖催促無益候、為以後一篇宜候間、「不残時、可有参陣否速被申越、可得」其意候、恐々謹言、

三月

廿七日 顕定（上杉）（花押影）

岩田河内殿

（解説）本号以下四点の文書は、いずれも「岩田氏伝来文書」にのみ所収されている文書で、時代も享徳の乱時代のものである。本文書は、関東管領上杉顕定が岩田河内に宛てた書状で、参陣要請に応じない岩田河内に対して最後通牒の催促を告げた内容。着陣した場合は申し出るよう伝えている。

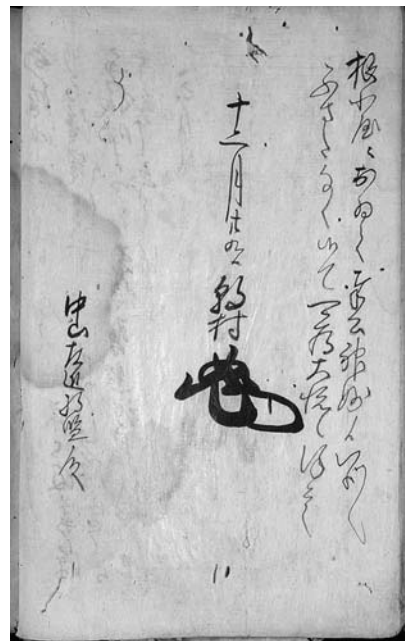
【No.16】年未詳十二月二十九日 朝村書状写

根小屋ニおゐて奉公神妙候、いよく（無沙汰）ふさたなく候て、可為大悦候、謹言、

十二月廿九日

朝村（花押影）
中山左近将監殿

（解説）差出人の朝村については不詳。内容は中山左近将監の根小屋における働きを賞したもの。宛所から【No.7】文書と同様に、中山家に伝来した文書であろう。中山左近将監は、前出の中山助七郎の先祖か。



【No.17】 年未詳四月九日 足利成氏書状写

「猪鼻村百姓^(マ)写之由にて持参」

一昨日於武州岡部合戦、碎手被励^(マ)軍功候、殊一族・披官^(マ)或死傷之由、無比類」戦功候段者、追^而可被成御感悦候、仍一兩日者、」在本陣可被致調儀候、以使節巨細」可被仰出候、恐^レ謹言、

四月九日 成氏判^(足利)

岩田太郎殿

（解説）古河公方足利成氏が、武州岡部での合戦における岩田太郎の戦功を賞した文書。岩田家の一族から戦死者が出ていたことが知られる。冒頭の注記から、猪鼻村（秩父市猪鼻）の百姓が持参した写本であることがわかる。なお、岡部原合戦が行われたのは康正二年（一四五六）九月十七日であり、本文書の日付とは異なる⁽²⁾。

【No.18】（享徳四年）四月六日 足利成氏書状写

昨日五、諸勢小栗^江取懸陣改時」外城攻落之由、今日早速注進候、実」城も幾程不可有之由、一党之衆中」軍功各蒙疵之

儀、猶只今注進候、恐^レ謹言

四月六日 成氏判^(足利)

岩田太郎殿

（解説）前号文書と同じ岩田太郎宛の足利成氏感状写である。本文書とほぼ同文の岩松右京大夫宛の足利成氏書状写が「正本文書」に存在することから、本文書は享徳四年（一四五五）に比定される。この年

の四月五日、享徳の乱で幕府方として出陣した小栗氏は、上杉持朝とともに小栗城（茨城県筑西市）に籠城し、足利軍に攻撃され落城している。本文書は、この戦いに足利軍として参陣し外城を攻め落とすなどの戦功をあげた岩田太郎を成氏が賞したものである。

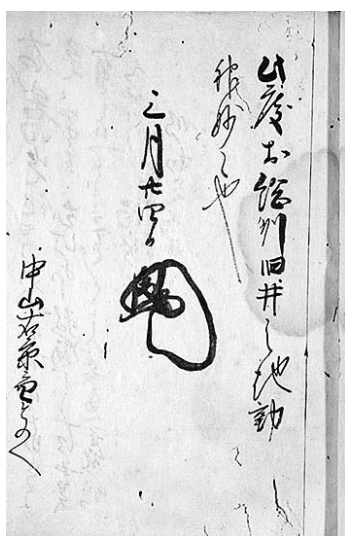
【No.19】（年未詳）三月二十四日 某感状写

此度於^(佐倉市)総州旧井之地動、」神妙候也

三月廿四日 （花押影）

中山右京亮とのへ

（解説）本文書も中山氏伝来文書。内容は、総州臼井（千葉県佐倉市）における中山氏の戦功を賞したものの。なお、享徳の乱以降における臼井周辺の動向としては、文明十年（一四七九）十二月〜翌年七月の境根原合戦後の千葉孝胤による臼井城籠城戦が知られる。（鎌倉大草紙）（新井）



【No.19】 某感状写

第三章 その他の史料

本章では、「岩田家文書」に含まれるその他の主な史料について、紙幅の許す限り紹介したい。

まず、目録番号五「感状判物之写」について検討する。

先述したとおり、本書は埼玉県立文書館現蔵「安保文書」三七通（以下「埼玉本」と略す）の写本である。この埼玉本については、宝永年間（一七〇四〜一一）の段階で、すでに本来一具であった横浜市立大文学術情報センター現蔵「安保文書」二一通とは分離して、松本藩主松平（戸田）家家臣となる安保氏嫡流に伝来していたことが指摘されている。³³⁾

本書は、料紙や筆跡から江戸時代の写本とみられる。その筆者や書写年代の詳細、岩田家に伝来した経緯は不明ながら、安保氏と岩田氏とともに丹党を出自とすること、「岩田家系録」序文では「西あふ（安保）勅使かはら（河原）の安保肥前守か嗣所を外孫たるゆへに（岩田）幸松丸に賜りて、安保と号させらる。幸松丸、後に五郎太郎基広と称す」と、安保氏とのゆかりを伝えていることなどから、岩田家に関係する史料を博搜する中で、当該写本も入手されたものではなからうか。本書の内容を埼玉本と比較すると、改行は適宜追い込んで写されており、一部誤読や脱字等もみられる。人物比定等の注記は、原本の押し紙に記された注記と近似するが、一致しない箇所もある。花押は必ずしも精密ではないものの、原本と似せて写されており、臨写とみられる。

本書に書写された文書の順序は、埼玉本の現状の配列とは異なる。

ただし、埼玉本は県所蔵となった後に修理され、当初一巻本であったものを年代順に再配列して三巻本として表装し直しており、³³⁾ 原形を留めていない。今、東京大学史料編纂所の写真帳³³⁾により、県所蔵となる以前、昭和四十八年時点の貼り継ぎ順と対照すると、隣接する年欠七月九日付上杉清方書状と年欠正月二十五日付長尾景仲書状のみ入れ替わっているものの、その他の順序は全て一致している。よって、本書の掲載順は書写された段階での貼り継ぎ順をほぼ反映していると思われる。あるいは、昭和四十八年段階よりも更に古い状態を表しているかもしれない。³⁴⁾

いずれにせよ、埼玉本の写本はこれまで知られておらず、本書が確認される唯一のもので、貴重な事例といえる。

目録番号四「親類書」は、岩田健吾が戸田寛十郎他二名に宛てて万延元年（一八六〇）に提出した親類書の控えである。健吾は、国分仙蔵の次男で、惣左衛門の養子となり、岩田家を継いだ人物である。小浜本によれば、明治維新に伴い江戸から静岡へ移住したとされる。

本書の本文には、多くの訂正が加えられており、これは健吾の年齢について「当申（万延元年は申年）式拾九歳^(マ)を見消して「卯三十五^(マ)」と訂正していることから、七年後の卯年、すなわち慶応三年（一八六七）に加筆・修正したものであると分かる。内容は、養祖父惣左衛門（広道）以下、父方・母方の親類について記載したものである。これによれば、惣左衛門、惣左衛門、健吾の三代は、幕府の御徒衆となっていたことが分かる。

目録番号八「由緒書」は、当時相良勤番組となっていた岩田健吾が明治四年（一八七一）に作成した同家の由緒書である。自身の事跡と

ともに伝左衛門・惣左衛門の事跡を記載し、養父・自身とも処罰歴がないことを証言している。

目録番号九「岩田正則家跡相続申付書」は、明治六年、浜松県が岩田新造に対し、岩田正則家の相続を申し付けたものである。新造は、健吾の末子として明治四年に遠江国で生まれ、兄正則（鎌太郎）の養子となってその跡を継いだと考えられる人物である。⁸⁵

目録番号一〇「転宅関係書類一括」は、一四点の史料を合綴もしくは挟み込んだものである。①「新宅届」は、岩田新造が明治十三年に麻布区飯倉六丁目七番地の木造建家について届け出たもの、②「女帯代金書付」は①の挟込文書、③「官属替願」は⑥の草案もしくは写し（ただし冒頭部分のみ）である。④「転居御届書」は、明治十一年四月に岩田新蔵（新造）が東京府第二大区一二小区麻布南日ヶ窪町三番地の借家から同区坂下町二七番地へ転居したことに関する府知事宛ての届出書、⑤「転居御届書」は、明治十一年正月に新造が麻布南日ヶ窪町三番地の寄留地から同区麻布雑式町二七番地への転居を事前に届け出たもので、④と対応する。⑥「貫属替願」は、明治十一年二月七日に新造が本籍地静岡県から寄留先の東京府への貫属替を願い出たもので、同月二十六日付の東京府からの許可書が添付されている。⑦「入籍願（岩田鶴吉）」は、明治八年十二月九日、第一大区二小区南品川宿一〇〇番地の岩田政次郎⁸⁷が、新造の叔父鶴吉を自身の戸籍に入籍させることを戸長に願い出たもので、奥に同月十二日付で聞き届けた旨が別筆で朱書されている。⑧「貫属替願」は⑨の草案とみられ、⑨は浜松県を本籍としていた新造が、明治七年十月に寄留先の静岡県への貫属替を願い出たもので、区長・小区長連署の上申書が添付されている。⁸⁸

⑩「家族書」は⑨の添付書類で、新造の家族を書き上げたもの。⑪「寄留願」は、明治六年に新造が浜松県に対し、遠江国榛原郡第三大区一九九小区下吉田村地先三二番地から静岡県管轄駿河国益津郡第六大区田中一番町地の同県貫属江守昌美方へ、家族一同寄留することを願ったもの。⑫「留守請御届」は、⑪の寄留に伴い、新造が貫属山口正直に留守を頼むことを届け出たもので、⑬「家禄請取届」は、これに伴い家禄の請取りも山口正直が代行することを届け出たもの、⑭「出立御届」は、江守昌美方へ明治六年十二月五日に出立することを前日に届け出たものである。

目録番号一一「貫属替願」は、岩田新造が浜松県に対し、明治八年四月に寄留先の静岡県への貫属替を願い出たものである。副区長・戸長連署の上申書、及び同年四月十二日付の浜松県からの許可書が添付されている。

目録番号一二「おほえ帳」は、明治十一年九月から同十三年十月にかけての岩田家の出納簿である。

目録番号一三「足場建設願」は、麻布区飯倉六丁目七番地の建家屋根が大破したため、明治十二年四月三日、岩田新造が警視第二方面第三分署へ修理工事のための足場建設許可を願い出たもので、足場建設の略平面図も描き込まれている。同日付の許可書が添付されている。

目録番号一四「一家取置復籍願」は、麻布区飯倉狸穴町三番地の岩田てい（偵、新造実姉）が麻布区に対し、明治十四年八月に岩田新造方への復籍を願い出たものである。

目録番号一六「戸籍謄本」は、岩田新造家の戸籍謄本で、明治三十八年に東京市芝区（現港区）から発行されたものである。戸主新造の

他、母たき（滝）、姉ていについて、その生年等が記載されている。

以上、明治時代の史料からは、江戸幕府の滅亡によって江戸から遠江国（浜松県）へと移住し、後に静岡県、更に東京府へと転居及び貫属替を繰り返して激動の時代を懸命に生き抜いた、岩田一家の姿を垣間見ることができよう。（根ヶ山）

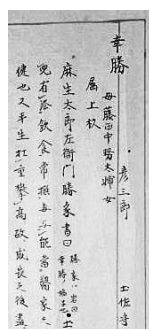
おわりに

以上、岩田家に伝存する「岩田家文書」について、史料紹介を行った。本文書群は、本県の中世史研究にとって極めて重要な史料であるとともに、武家文書の伝来過程を追うことができる点でも貴重である。なお、「岩田家文書」は、所蔵者の許可を得て今後、文書館での写真版公開が予定されている。「岩田家文書」が公開されることで、さらなる研究の深化につながることに期待したい。

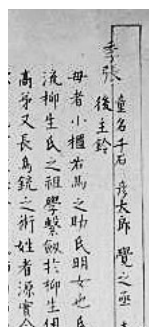
註

- (1) 『新編埼玉県史 別編4』（埼玉県、一九九一年）所収。
- (2) 井上幸二「秩父丹党考」（埼玉史談）八・四・五、一九三七年）、井上要『秩父丹党考』（埼玉新聞社、一九九三年。初出一九九一年）。
- (3) 「吾妻鏡」承久三年六月十八日、建長二年三月一日条（新訂増補国史大系）等。
- (4) 『新編埼玉県史 資料編5中世1』一九一・二二二。この事件については、海津一朗「東国における郡鎮守と郡内在地領主群」（岡田清一編『河越氏の研究』名著出版、二〇〇三年。初出一九八三年）等参照。
- (5) 『新編埼玉県史 資料編5中世1』四四九。
- (6) 井上要前掲註(2)著書等。
- (7) 『戦国遺文 後北条氏編』二三五一、二四二四、二八四二、三七四八等。
- (8) 山下治久編著『後北条氏家臣団人名辞典』（東京堂出版、二〇〇六年）は、岩田玄蕃頭と河内守の項を設けている。その他、茂木和平『埼玉苗字辞典』（二〇〇四年）が関係史料を博搜しているほか、『岩田家文書 一・二』（小鹿野町、二〇〇一・二〇〇二年）等も刊行されている。
- (9) 前掲註(8)『岩田家文書 二』一四一。なお、小鹿野町教育委員会の山本正実氏、肥沼隆弘氏から、史料の所在等について御教示を得た。
- (10) 井上幸二前掲註(2)論文。ただし、その根拠は明示されていない。
- (11) 『寄居町史 通史編』（寄居町教育委員会、一九八六年）。
- (12) 井上幸二前掲註(2)論文、井上要前掲註(2)著書、茂木前掲註(8)著書等。
- (13) 今回、当該系図の原本調査も試みたが、残念ながらその機会を得ることができなかつた。なお、寄居町教育委員会の石塚三夫氏から、史料の所在等について御教示を得た。
- (14) 諸本の内容の異同については、機会を改めて検討したい。
- (15) 近世にこうした系図の作成が行われたことについては、菊池紳一「武蔵武士の系図について」（北条氏研究会編『武蔵武士の諸相』勉誠出版、二〇一七年）等参照。
- (16) 各筆跡の写真を左に掲載しておく（縮尺は概ね統一した）。この他にも部分的な追筆等がみられるが、紙幅の関係上割愛する。

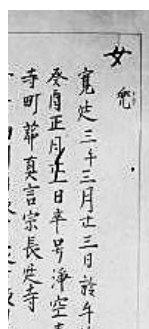
・序文 No.88 正持



・別筆① (No.89 季張 No.129 末)



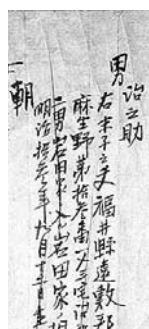
・別筆② (No.130 兜 No.134 末)



・別筆③ (No.135 広道 No.163 新造)



・別筆④ (No.164 末 No.166 朝)



- (17) 萱刈 (萱苧・萱刈野) 荘については、「岩田家系録」中に書写された井戸村 (現長瀬町) から鉢形城 (現寄居町) に至る荒川沿岸の地図にも、荒川左岸の新寄居村付近に「萱刈野」と図示されている。なお、永享六年 (一四三四) 十月二十一日付藤田宗員寄進状 (『新編埼玉県史 資料編5 中世1』七七八) には「極楽寺萱苧乗田坊」との記述がみえる。
- (18) 国立公文書館デジタルアーカイブにて全文の画像閲覧が可能である。
- (19) 小浜本によれば、岩田伝左衛門は広道に比定される。なお、本文書は管見の限り新出であり、かつ【表三】中にもみられない。内容は、天正壬午の乱で長期に陣した岩田玄審 (家清) を労い、蜜柑一合を贈るといふもの。参考までに、翻刻文を掲載しておく。

帰陣以来者無音之間、及一翰候、抑今度信・甲出張候処、長々在陣苦

勞之至候、仍檳柑一合遣候、恐々謹言、
(天正壬午) 十一月廿二日
(北巻) 氏直 (花押影)

岩田玄審殿
(家清)

- (20) 埼玉県指定有形文化財「木造十二神将立像」(小鹿野町所在、法養寺薬師堂奉賛会蔵) を指すと考えられる。
- (21) 当該識語筆者の人物比定については、「岩田氏伝来文書」紹介の中で言及する「本家」の解釈とも密接に関わるため、判断を保留したい。ただし、少なくとも、岩田氏関係の北条家朱印状を六通所持していた人物とはいえる。ちなみに、【表三】記載の北条家朱印状は五通である。
- (22) 理由は不明であるが、「岩田家系録」「岩田氏伝来文書」の表紙見返紙背には、下総国横戸村 (現千葉市) 明星寺に関する宗門人別改帳の断簡が共通してみられる。
- (23) 「本家」については、傍流の広道からみた広敦家を指すものか、本史料群を伝えた岩田家とは系統を異にする本家が別に存在したのか、今は詳らかにしない。
- (24) 「親類書」等より、次代の広道、惣左衛門、健吾等は代々幕府の御徒衆となっていたようであり、おそらく広動も同様であろう。
- (25) 『戦国遺文 後北条氏編』二五六四。
- (26) 『戦国遺文 後北条氏編』三六三二～三六三五。
- (27) 『戦国遺文 後北条氏編』一四三八。
- (28) 『新編埼玉県史 資料編6 中世2』六六五。
- (29) 『新編埼玉県史 資料編5 中世1』八八一。
- (30) 『古河市史 資料編中世』一二七。
- (31) 安保文書の伝来については、新井浩文「安保文書」伝来に関する覚書(『文書館(埼玉県立文書館) 紀要』二二、二〇〇九年) 等参照。
- (32) 現状の埼玉本の細目及び貼り継ぎ順については、『さいたまの文書―中世―』(埼玉県立文書館、一九九三年) 参照。
- (33) 「安保文書」(六一七・一三四―四)。
- (34) 東京大学史料編纂所影写本「安保文書」(三〇七一・五二―一三) は、明治

二十三年（一八九〇）の書写であるが、年代順に配列し直されているとみられるため、比較検討の対象としない。

(35) 新造の生年は「戸籍謄本」、生国は「家族書」による。

(36) 「家族書」では、新造に対して「なた（奈多）」を「曾祖母・実祖母」、「たき（滝）」を「養祖母・実母」、物左衛門を「曾祖父・実祖父」、健吾を「養祖父・実父」と記しており、新造は実の兄弟の養子となったことが分かる。また、「戸籍謄本」では「前戸主亡兄岩田正則」とあり、小浜本では新造の長兄鎌太郎の記事に「始メ静岡ニ於テ岩田家ヲ相続セシモノ」とあることから、鎌太郎の実名が正則と推定される。

(37) 岩田政次郎は、「一家取置復籍願」では新造の実姉てい（偵）の叔父として新造と連署しており、「家族書」において新造の「大叔父・実叔父」で惣左衛門の四男と記される「政太郎」と、同一人物と考えられる。また、小浜本で「別家、所在武蔵国品川」と注記された健吾の義兄「政之助」は、この政次郎のことを指すものと考えたい。

(38) ただし、区長・小区長の印は抹消されている。

（付記）本稿の執筆にあたっては、調査の機会を与えてくださった御所蔵者をはじめ、多くの方々の御協力をいただきました。この場を借りて、厚くお礼を申し上げます。

【表1】 福井県小浜市岩田家文書目録

番号	枝番	年月日	西暦	表題	出所、著者等	宛所	形態
1		[江戸]..		武州丹党岩田系図			卷子
2		[江戸]..		岩田家系録	[岩田季張(広智)]		縦帳
3		明和4. 首夏.	1767	岩田氏伝来文書			縦帳
4		万延元. 10.	1860	親類書	岩田健吾	戸田寛十郎、国分仙蔵、上条嘉輔	縦帳
5		[江戸]..		感状判物之写			縦帳
6		[江戸]..		伝法院流相承血脈		恵行阿闍梨	一紙
7		[江戸]..		包紙			一紙
8		明治4. 8.	1871	由緒書	岩田健吾		縦帳
9		明治6. 11. 30	1873	岩田正則家跡相統申付書	浜松県	岩田新造	一紙
10	-	-	-	転宅関係書類一括			綴
10	1	明治13. 11.	1880	[新宅届]	井田知篤、岩田新造		一紙
10	2	[明治13カ]辰. 11. 15	1880	[女帯代金書付]			一紙
10	3	[明治]..		官属替願	[岩田新造]		一紙
10	4	明治11. 4. 18	1878	転居御届書	東京府士族 岩田新蔵(造)	東京府知事楠本正隆	一紙
10	5	明治11. 正.	1878	転宅御届書	東京府士族 岩田新造	東京府知事楠本正隆	一紙
10	6	明治11. 2. 7	1878	貫属替願	第二大区拾二小区戸長 村木義方、静岡県管轄駿河国志太郡第七大区小一区藤枝宿田中城外式番町式番地原籍(籍) 東京府第二大区小十二区麻布南日ヶ窪町三番地寄留 静岡県士族 岩田新造	東京府知事楠本正隆	縦帳
10	7	明治8. 12. 9	1875	入籍願(岩田鶴吉)	岩田政次郎	[第壹大区第二小区] 戸長	一紙
10	8	明治7. 10. 29	1874	貫属替願	[静岡県] 第七大区一小区戸長 菅沼定一、第七大区一小区寄留 岩田新造	静岡県権令大迫貞清	一紙
10	9	明治7. 10. 29	1874	貫属替願	[静岡県] 第七大区一小区戸長 菅沼定一、第七大区一小区寄留 岩田新造	静岡県権令大迫貞清	袋綴
10	10	明治7. 10.	1874	家族書	岩田新造	[静岡県権令大迫貞清]	一紙
10	11	明治6. 12.	1873	寄留願	遠江国榛原郡第三大区十九小区下吉田村地先三十二番地所 岩田新造	林(厚德) 浜松県令	一紙
10	12	明治6. 12.	1873	留守請御届	[遠江国] 第三大区榛原郡十九小区下吉田村地先住居 岩田新造	[林(厚德) 浜松県令カ]	一紙
10	13	明治6. 12.	1873	[家禄請取届]	[遠江国] 第三大区榛原郡十九小区下吉田村地先 岩田新造	[林(厚德) 浜松県令カ]	一紙
10	14	明治6. 12. 4	1873	出立御届	[遠江国] 第三大区十九小区下吉田村地先三十二番地所居住 貫属 岩田新造	[林(厚德) 浜松県令カ]	一紙
11		明治8. 4.	1875	貫属替願	岩田新造	林(厚德) 浜松県令	袋綴
12		明治11. 9. ~13. 10.	1878	おほえ帳	[岩田新造]		横帳
13		明治12. 4. 3	1879	足場建設願	飯倉町六丁目七番地 東京府士族 岩田新造	警視第二方面第三分署 染川濟	袋綴
14		明治14. 8. 27	1881	一家取置復籍願	荏原郡南品川四丁目百番地 士族叔父 岩田政次郎、麻布区飯倉町六丁目七番地 士族 実家弟 当時之主 岩田新造、麻布区飯倉狸穴町三番地 平民 岩田てい	麻布区長前田利光	袋綴
15	1	明治16. 4. 10	1883	店借之証	日本橋区浪華町廿三番地 保証人 鉾滝三郎、麻布区飯倉町三丁目 借主 鉾政五郎	岩田新造	一紙
15	2	明治16. 4.	1883	店借之証	日本橋区浪華町廿三番地 保証人 鉾滝三郎、麻布区飯倉町三丁目 借主 鉾政五郎	岩田新造	一紙
16		明治38. 4. 26	1905	戸籍謄本(岩田新造)	東京市芝区戸籍吏川崎実		一紙
17		目録(結納品目録)	和田兼七		一紙
18		[明治]..		封筒	岩田たき		封筒
19		一行書「木曾御嶽山大権現」	行者 覚明		掛幅

(註1) 目録の記載方法については、原則として埼玉県立文書館収蔵文書目録の例言に準拠した。

【表2】「武州丹党岩田系図」記載人物名一覧

No	諱等	幼名・号・官途・戒名等	生年	生地	没年	享年	没地・墓地	父	母	妻・夫	記事概要	備考	
1	宣化天皇、武小国押盾	檜隈高日王子、武小広国推立尊	雄略帝12	467	—	宣化帝4	539	73	大和国桃花鳥坂上陵	継体天皇	日月子媛	橘仲皇后	生没年西暦は『国史大辞典』宣化天皇項による
2	上殖業皇子	梶子	—	—	—	—	—	—	宣化天皇	橘仲皇后	—	—	
3	十市王	—	—	—	—	—	—	—	上殖業皇子	—	—	—	
4	多治比古王	多治比彦武王	—	—	—	—	—	—	十市王	—	—	—	
5	鳥	真人、左大臣、正二位、大納言	—	—	—	大宝元	701	—	多治比古王	—	—	—	
6	池守	大納言、従二位、大宰帥	—	—	—	天平2	730	—	鳥	—	—	—	
7	県守	中納言、正二位、征夷将軍	—	—	—	天平9	737	—	鳥	—	—	武蔵国主	
8	水守	宮内卿、従四位下	—	—	—	和銅4	711	—	鳥	—	—	—	
9	広足	中納言、正四位上	—	—	—	天平宝字4	760	—	鳥	—	—	—	
10	広成	式部卿、皇太子傅、中納言、従三位	—	—	—	天平11	739	—	鳥	—	—	武蔵守	
11	浜成	武蔵守、正五位下	—	—	—	—	—	—	広成	—	—	—	
12	貞成	従五位上、木工頭	—	—	—	—	—	—	浜成	—	—	天長9年多治比を改め丹治と為す	
13	峯成	左京大夫、従四位上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
14	永成	従四位下、因幡守	—	—	—	—	—	—	峯成	—	—	武蔵守、私市党の祖	
15	貞峯	左中弁、従四位下	—	—	—	貞観16	874	76	貞成	—	—	—	
16	武信	—	—	—	—	—	—	—	貞峯	—	—	元慶元武蔵下向	
17	峯信	桑名丹二、大夫	—	—	—	—	—	—	武信	—	—	—	
18	峯時(峯明)	丹貫主	—	—	武州	—	—	—	峯信	—	—	始めて関東に住む	
19	峯房	武蔵守	—	—	—	—	—	—	峯時	—	—	—	
20	武経	大夫、丹貫主	—	—	—	—	—	—	峯房	—	—	始めて武州秩父に住む	
21	武時	丹貫主	—	—	—	—	—	—	武経	—	—	—	
22	武峯	四郎冠者、二大夫	—	—	—	—	—	—	武時	—	—	—	
23	経房	丹三冠者	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	中村・大河原・下中村・小鹿野等16氏の祖	
24	長房	薄次郎	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	薄・織原2氏の祖	
25	基房	秩父黒丹五(勅使河原黒丹五)	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	勅使河原・安保・加治・高麗等14氏の祖	
26	俊貞	加治三郎、左衛門尉	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	—	
27	基氏	桐原孫三、左衛門尉	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	—	
28	基兼	判乃三郎	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	—	
29	行房	白鳥七郎	—	—	—	—	—	—	武峯	—	—	白鳥・岩田・山田等8氏の祖	
30	基政	七丹二郎	—	—	—	—	—	—	行房	—	—	—	
31	国時(則政)	黒谷五	—	—	—	—	—	—	基政	—	—	富士野夜討で負傷	
32	政光	山田六郎	—	—	—	—	—	—	基政	—	—	—	
33	政広	岩田七郎	—	—	—	—	—	—	基政	—	—	承久の乱で戦功(金持兵衛之日記にあり)	
34	政成	山田八郎	—	—	—	—	—	—	基政	—	—	「岩田家系録」は岩田氏祖とする	
35	政信	岩田二郎	—	—	—	—	—	—	政広	—	—	藤矢淵と号す	
36	政経	野上三郎、岩田三郎	—	—	—	—	—	—	政広	—	—	建長2年課役負担	
37	政家	白鳥四郎	—	—	—	—	—	—	政広	—	—	—	
38	広方	岩田五郎	—	—	—	—	—	—	政広	—	—	—	
39	広時	小五郎	—	—	—	—	—	—	広方	—	—	—	
40	広員	六郎	—	—	—	—	—	—	広方	—	—	—	
41	広家	七郎	—	—	—	—	—	—	広方	—	—	—	
42	広房	又五郎	—	—	—	—	—	—	広時	—	—	—	
43	政茂	小七郎	—	—	—	—	—	—	広時	—	—	—	
44	政房	小八郎	—	—	—	—	—	—	広時	—	—	—	
45	忠国	小五郎	—	—	—	—	—	—	広房	—	—	—	
46	行時	六郎	—	—	—	—	—	—	広房	—	—	—	
47	長房	九郎	—	—	—	—	—	—	広房	—	—	—	
48	成房	十郎	—	—	—	—	—	—	広房	—	—	—	
49	長広	彦五郎	—	—	—	—	—	—	忠国	—	—	—	
50	実成	青木二郎	—	—	—	—	—	—	忠国	—	—	—	
51	基広	右近将監	—	—	—	—	—	—	長広	—	—	「岩田家系録」は幼名を幸松丸とする	
52	実長(実利)	岩田将監太郎、左衛門尉	—	—	—	—	—	—	基広	—	—	足利義持・持氏の時(応永24年上杉氏憲日記にあり)	
53	実春	将監二郎	—	—	—	—	—	—	基広	—	—	西安保と号す	
54	女	藤田長門守小野宗員妻	—	—	—	—	—	—	実長	—	—	藤田系図にあり	
55	実員	太郎二郎、式部少輔	—	—	—	—	—	—	実長	—	—	—	
56	忠重	太郎、帯刀先生	—	—	—	—	—	—	実員	—	—	後閑左京太夫家久女	
57	良堂	和尚	—	—	—	—	—	—	忠重	—	—	参内の僧	
58	忠幸	太郎	—	—	—	—	—	—	忠重	—	—	後閑左京太夫家久女	
59	義幸	三郎、対馬守、従六位下、臨田浄室居士	—	—	—	—	—	—	忠重	—	—	後閑左京太夫家久女	
60	義真	後閑孫太郎	—	—	—	—	—	—	義幸	—	—	「岩田家系録」は後閑家を相続とする	
61	幸重	岩田孫二郎	—	—	—	—	—	—	義幸	—	—	—	
62	女	—	—	—	—	—	—	—	義幸	—	—	人見越前守安利	
63	女	—	—	—	—	—	—	—	義幸	—	—	本田筑前守貞信	
64	女	—	—	—	—	—	—	—	義幸	—	—	諏訪部三河守光長	
65	房幸	岩田三郎六郎、伊勢守	—	—	—	—	—	—	義幸、養父幸重	—	—	藤田中務太輔女	

No	諱等	幼名・号・官途・戒名等	生年	生地	没年	享年	没地・墓地	父	母	妻・夫	記事概要	備考		
66	幸勝	彦三郎、土佐守、宗直、善鑑真光居士	—	—	—	—	—	房幸	藤田中務太郎輔女	猪俣彈正忠小野範宗女、安中主膳正女	上杉氏に属す。麻生太郎左衛門勝家(幸勝嫡子)書に人物像あり			
67	女	—	—	—	—	—	—	房幸	—	小幡左衛門重純	重純は上州国峰小幡城主			
68	重行	栃原木工之助	—	—	—	—	—	房幸	—	—	—			
69	女	—	—	—	—	—	—	房幸	—	本莊藤太郎藤正	—			
70	範平(範幸)	童名猪野丸、猪俣和泉守	—	—	—	—	—	幸勝、養父猪俣範宗	猪俣彈正忠小野範宗女	—	外祖父養子と為す			
71	幸清	左衛門太郎、河内守、従六位下、樹院殿殿英山道俊居士	—	—	天正18	1590	—	橋沢郡藤田郷本寄居村善導寺後山	幸勝	猪俣彈正忠小野範宗女	新田常陸介高繁女、福島伊三郎源頼勝女	天文4年(マ、)河越夜軍で北条氏康に降る。永禄5年以降小田原城にあり。北条氏滅亡後は鉢形領へ移る	「岩田家系録」は没地を加庭屋敷とする	
72	女	—	—	—	—	—	—	幸清	—	山角主膳定常	—			
73	邦清	千勝、甚十郎	—	—	天正10	1582	19(2)	神流川	幸清	新田常陸介高繁女	—	天正10年初陣、鉢形に属す、神流川合戦で戦死		
74	清吉	彦九郎、彦左衛門	—	—	—	—	—	幸清、養父家清	新田常陸介高繁女	若林新左衛門則貞(定)女	—			
75	吉次(幸次)	彦二郎、玄阿	—	—	—	—	—	奥州	幸勝	猪俣彈正忠小野範宗女	—	兄幸清に反し弟吉重と岩田村出奔、上杉氏に従い上野へ。天正10年滝川一益、のち北条氏に属す。北条氏照臣中山家勝二男家清を嗣子とする		
76	吉重	右衛門、一右衛門(市右衛門)	—	—	—	—	—	幸勝	安中主膳正女	—	少年時、岩田村を出奔し武田勝頼に属す。武田氏滅亡後は滝川一益に属す。北条記・信長記には天正10年神流川合戦で戦死とあるが非、蒲生氏郷に仕え1万石を領す			
77	吉張	平藏	—	—	天正10	1582	—	神流川	幸勝	安中主膳正女	—	天正10年神流川で戦死		
78	直吉	虎、七兵衛	—	—	天正17	1589	—	鉢形城門	幸勝	—	—	天正10年滝川一益に属して敗れ北条氏に降る。氏直より偏諱と号を授かる。鉢形城で戦死		
79	幸利	内藏、伝左衛門	—	—	—	—	—	幸勝	—	—	—	北条氏に属す。鉢形開城後、氏邦に従い加賀へ赴き前田利長に仕える		
80	吉	—	—	—	—	—	—	幸勝	—	—	—	徳川家康に拝謁、のち流浪、松平忠吉に仕える		
81	女	—	—	—	—	—	—	幸勝	—	—	—			
82	家清	右京、玄蕃頭、義石、勇進院益誉宗醇居士	—	—	—	—	—	鉢形加仁輪屋敷	中山助六郎家勝入道全椿(二男)、養父吉次	彦二郎吉次女(実は土佐守幸勝女)	北条氏邦に従い鉢形在城。文禄役で北条氏盛に属し出兵。のち榑沢郡藤田村に蛰居。嗣子なく河内守子清吉を養子とする			
83	清吉	彦九郎、右京、彦左衛門、妙休院本覚是心居士	—	—	寛永2	1625	42	菅刈本寄居村善導寺後山	幸清、養父家清	福島伊三郎源頼勝女	松山城主上田氏家臣若林新左衛門則貞(定)女(実は植田(上田)又太郎則秀入道安楽斎(暗齋齋カ)女)	結城晴朝・秀康に仕え、のち浪人	「岩田家系録」では、4男2女(一男伝九郎政吉、二男彦三郎(今勘左衛門家也)、三男七郎、四男大吉(弥兵衛父宗感事)、女(毛呂亀)女(千代))ありとする	
84	政吉	童名富房、伝九郎、宗貞、蓮乘院岩誉宗貞居士	慶長14	1609	萱刈	元禄4	1691	83	善導寺西山際	清吉	松山城主上田氏家臣若林新左衛門則貞(定)女	秩父郡霞田村農夫笠原与五兵衛(若名与五郎)女(実は孫、号女郎、実父野田佐野邑井伊直孝末臣小櫃左次衛門光藏)	母若林則貞女は中山全権孫、中山家範姪女、延宝4年没、99歳、墓善導寺後山	「岩田家系録」は母を家清姪とし、また享年84とする
85	女(初)	—	—	—	—	—	—	政吉	—	—	—			
86	女(鍋)	—	—	—	—	—	—	政吉	—	—	—			
87	清次	産名伊勢千代、新太郎、玄蕃、亮照院本誉宗慶居士	寛永19	1642	萱刈莊	元禄11	1698	57	善導寺西山際	政吉	笠原与五郎女	小櫃右馬之助氏明女	母笠原与五郎(与五兵衛)女は延宝6年萱刈で没、74歳、墓善導寺西山際	
88	正持	小佐之助	—	—	—	—	—	政吉	笠原与五郎女	—	—			
89	季張(広智)	千石、彦太郎、覚之丞、嘉内、主鈴、恒足軒、与知院殿誠誉丹阿弥院仏恵鑑居士	延宝6	1678	萱刈莊	宝暦12	1762	88	武州四谷大寺	清次	小櫃右馬之助氏明女	阿部豊後守家臣竹井甚五右衛門紀信親女(三女、実は正親弟小尾新右衛門正信女)	母小櫃右馬之助氏明女(春女、浄善尼)は享保3年藤田郷で没、77歳、墓善導寺西山。小櫃氏明は実は今川寂淵の次男。今川寂淵の曾孫。元禄15年幕府仕官のため萱刈野莊を去り江戸に出る。先祖伝来の文書を見た品川氏の養子縁組を固辞。徳川綱吉のち吉宗まで歴代に仕え、享保8年致仕。政郷が世襲	生没年・享年は記事マ、。生年・没年は正しければ享年85、没年・享年が正しければ延宝3年生、生年・享年が正しければ明和2年生となる
90	広雄	猪助、甚十郎、源洞院仙誉秋翁居士	元禄8	1695	大里郡	宝暦11	1761	67	善導寺	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	奉仕紀州垂相源宗直卿田中友軒可英娘	萱刈莊に蛰居。母竹井甚五右衛門紀信親女は寛延3年没、74歳、墓四谷大寺	
91	政郷	丹宮、喜内	元禄11	1698	大里郡	—	—	—	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	—			
92	女(木、後峰)	貞岩院殿心操寿松法燈尼	元禄15	1702	大里郡	明和4	1767	66	萱刈莊正龍寺	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	小従人和田大七郎源重光(後種光)	種光は享保16年没、墓青山青原寺。即日剃髪	
93	女(春、岩)	法寿院殿撰光理藏大姉	宝永元	1704	江戸四谷	享保7	1722	19	三緑山中心光院	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	黒田豊前守丹治比直重長臣田原要人藤原忠興		

No	諱等	幼名・号・官途・戒名等	生年	生地	没年	享年	没地・墓地	父	母	妻・夫	記事概要	備考	
94	女（律、政井）	—	宝永4	1707	—	—	—	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	—	松平石見守源乘穩に奉仕		
95	女（富見勢、岩見）	—	宝永7	1710	武州四谷	—	—	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	—	尾州黄門源宗勝卿・宗睦卿に奉仕		
96	女（源）	明鏡院冬誉清受大姉	—	—	—	宝暦11	1761	—	小石川心光寺	季張	竹井甚五右衛門紀信親女	—	
97	信盈	和田栄次郎	—	—	—	—	—	小従人和田大七郎源重光（後種光）	季張女（木、峰）	—	—	早世	
98	女（鉄）	—	—	—	—	—	—	小従人和田大七郎源重光（後種光）	季張女（木、峰）	大御番安藤小平治安部邦孝	—	—	
99	女（菊、連陸、千尾）	—	享保20	1732	武州四谷	—	—	政郷	政郷妻（有故不記其父母）	上原備後守二男上原大輔	寛延元年紀州垂相源宗直卿に奉仕。宝暦3年従三位宰相宗武卿に奉仕。母は享保17年政郷妻となる		
100	某	源馬、丹宮、夢幻院淨營清雲暎月大童子	寛保元	1741	武州四谷	宝暦元	1751	11	四谷大谷寺	政郷	政郷妻	—	早世
101	女（直）	獎善院喰去童女	元文3	1738	武州四谷	元文5	1740	3	四谷大谷寺	政郷	政郷妻	—	早世
102	女（幸）	獎善院喰去童女	延享元	1744	武州四谷	延享2	1745	2	四谷大谷寺	政郷	政郷妻	—	早世
103	女（藏）	檜閣院幼誉知法童女	延享4	1747	武州四谷	宝暦3	1753	7	四谷大谷寺	政郷	政郷妻	—	早世
104	簡郷	左内、廉夫院党誉簡郷居士	—	—	—	宝暦3	1753	—	四谷大谷寺	秋元但馬守藤原涼朝長臣高山伝右衛門（三男）、養父政郷	—	—	宝暦2年養子
105	政慰	知菊、仁三郎	宝暦2	1752	武州四谷	—	—	—	—	政郷	政郷妻（有故不記其父母）	—	—
106	女（千加、敬）	等倫院德誉知妙大姉	享保元	1716	武州萱刈莊	延享4	1747	32	浅草源空寺	広雄	岩田新左衛門広峰嫡女	御徒与頭小野寺忠兵衛	母岩田新左衛門広峰嫡女は元禄14年武州萱刈莊生、享保6年没、21歳、墓萱刈野莊善導寺
107	女（市）	小普請津田莊左衛門妻	—	—	—	—	—	—	御徒与頭小野寺忠兵衛	広雄女（千加、敬）	小普請津田莊左衛門	—	—
108	女（松）	—	—	—	—	—	—	—	御徒与頭小野寺忠兵衛	広雄女（千加、敬）	御勘定浦野新九郎	—	—
109	女	—	—	—	—	—	—	—	御徒与頭小野寺忠兵衛	広雄女（千加、敬）	—	—	早世
110	広教	新次郎、元八、久弥、弥次右衛門、戒名廓涼院芳洲静斎居士	享保3	1718	武州萱刈野莊	安永2	1773	56	—	広雄	—	細川備後守家士飯田伴助品久女	江戸へ出て神谷志摩守支配下勘定方を務める。辞してのち摂州久田島郡花叢城主荒木志摩守元清家臣であった薬師守村田阿波守藤原盛正の家を継ぎ、村田に改姓。のち松野某の子に村田家を、末弟岩田覚之丞に岩田家を継がせる
111	女（□□）	—	—	—	—	—	—	—	—	広雄	—	—	—
112	女（楚衛）	貞樹院松月智光大姉	—	—	—	宝暦6	1756	49	武州萱刈莊善導寺	広雄	奉仕紀州垂相源宗直卿田中友軒可英娘	森田善右衛門	—
113	徳次郎	—	—	—	—	—	—	—	—	森田善右衛門	広雄女（楚衛）	—	早世
114	女（安）	—	—	—	—	—	—	—	—	森田善右衛門	広雄女（楚衛）	—	—
115	酒之丞	—	—	—	—	—	—	—	—	森田善右衛門	広雄女（楚衛）	—	早世
116	（某）	李之丞	—	—	—	—	—	—	—	広雄	奉仕紀州垂相源宗直卿田中友軒可英娘	—	—
117	嘉門	—	—	—	—	—	—	—	—	李之助	—	—	—
118	此□	—	—	—	—	—	—	—	—	李之助	—	—	—
119	女（古野）	—	—	—	—	—	—	—	—	広雄	奉仕紀州垂相源宗直卿田中友軒可英娘	岩田記四郎	—
120	源之助	—	—	—	—	—	—	—	—	岩田記四郎	広雄女（古野）	—	—
121	女（加勢）	—	—	—	—	—	—	—	—	岩田記四郎	広雄女（古野）	—	—
122	勝之助	—	—	—	—	—	—	—	—	岩田記四郎	広雄女（古野）	—	—
123	某	内蔵助、快運幻哲童子	元文元	1736	萱刈野莊	元文2	1737	2	善導寺	広雄	田中友軒可英娘	—	—
124	某	権之助、冬岳了智童子	元文3	1738	萱刈野莊	元文3	1738	1	善導寺	広雄	田中友軒可英娘	—	—
125	女（春）	理覚凉心童（女脱カ）	寛保2	1742	—	延享元	1744	3	善導寺	広雄	田中友軒可英娘	—	—
126	女（規乃）	—	—	—	—	—	—	—	—	広雄	田中友軒可英娘	武州鉢形住雨宮嘉春	—
127	太吉	—	—	—	—	—	—	—	—	武州鉢形住雨宮嘉春	広雄女（規乃）	—	—
128	広勤	豹吾、覚之丞	—	—	—	—	—	—	—	広雄、養父広教	田中友軒可英娘	—	—
129	女（末）	—	—	—	—	—	—	—	—	広雄、養父広教	田中友軒可英娘	—	—
130	女（兜）	浄空春調童女	寛延3	1750	牛込	宝暦3	1753	4	芝三田寺町長延寺	広教	細川備後守家士飯田伴助品久女	—	飯田氏経歴、飯田品久没年等（宝暦14年没、65歳、墓谷中一乗寺）あり。母飯田品久女の養母（細川備後守家士春木太左衛門秋應嫡女福井）は宝暦7年没、83歳、墓芝坂下連乗寺
131	女（重）	—	寛延4	1751	牛込	宝暦3	1753	3	芝三田寺町長延寺	広教	細川備後守家士飯田伴助品久女	—	—
132	広勤	豹吾、覚之丞	—	—	—	—	—	—	—	広雄（三男）、養父広教	田中氏女（田中友軒可英娘）	—	明和2年御徒
133	章英	村田莊左衛門	—	—	—	—	—	—	—	広教	—	—	—
134	女（末）	—	—	—	—	—	—	—	—	広雄、養父広教	田中友軒可英娘	—	—

No	諱等	幼名・号・官途・戒名等	生年	生地	没年	享年	没地・墓地	父	母	妻・夫	記事概要	備考		
135	広道	伝左衛門	—	—	安政3	1856	—	斉藤助太夫、養父広道	法名明鏡院妙淨日光信女(実明不明)	不詳	天明8年御徒。実父斉藤助太夫は寛政9年没			
136	女(某)	知忍童女	—	—	寛政9	1797	—	広道	—	—				
137	男	平三郎、春曉童子	—	—	享和4	1804	—	広道	—	—				
138	女(某)	智迎童女	—	—	文化3	1806	—	広道	—	—				
139	男	謙太郎、学習童子	—	—	文化9	1812	—	広道	—	—				
140	男(広徳)	耕太郎、正義院常英日基信士	—	1813	天保10	1839	27	—	—	—				
141	女(梅)	—	—	—	—	—	—	広道	—	国分仙蔵	夫国分仙蔵は明治5年没			
142	男	猪之助	—	—	—	—	—	国分仙蔵	広道女(梅)	—				
143	女(佐木)	—	—	—	—	—	—	国分仙蔵	広道女(梅)	—				
144	健吾	—	—	—	—	—	—	国分仙蔵、養父惣左衛門	広道女(梅)	—				
145	男(某)	智幽童子	—	—	文化14	1817	—	広道	—	—	広道末子			
146	惣左衛門	瑞光院往替詳雲居士	—	1798	安政5	1858	61	—	—	奈多(矢内恒三郎女)	久保家に奉仕。御徒。妻は明治16年没、73歳	妻奈多は「家族書」より文化元年武蔵国生		
147	男(正行)	安太郎	—	—	—	—	—	惣左衛門、養父下河修平	奈多(矢内恒三郎女)	—	武蔵国東京市本区根津所在			
148	男(某)	—	—	—	—	—	—	惣左衛門	奈多	—	早世			
149	男	政之助、常命院法海信士	弘化元カ	1844	武蔵国カ	明治34	—	惣左衛門	奈多	—	別家、武蔵国品川所在	「入籍願」「一家取替復籍願」で政次郎在所が品川とあり、政次郎(太郎)と同一人物カ。「家族書」によれば、政太郎(次郎)は惣左衛門四男、弘化元年武蔵国生		
150	男(某)	—	—	—	—	—	—	惣左衛門	奈多	—	早世			
151	女(高)	等心院栄音成貞大姉	—	—	嘉永5	1852	—	惣左衛門	奈多	—				
152	女(滝)	—	天保6	1835	武蔵国	—	—	惣左衛門	奈多	健吾		生年は「戸籍謄本」「家族書」、生国は「家族書」による		
153	女(貞)	—	—	—	—	—	—	惣左衛門	奈多	藤田某	藤田家に嫁す。武蔵国東京市浅草区所在			
154	女(筆)	—	—	—	—	—	—	惣左衛門	奈多	須藤某	須藤家に嫁す。同家の一統絶て死亡			
155	男	久次郎、教脱童子	—	—	弘化3	1846	—	惣左衛門	奈多	—				
156	女(末)	—	—	—	—	—	—	惣左衛門	奈多	—	早世			
157	男	松之助	—	—	—	—	—	惣左衛門	奈多	春(法名智寿信女)	別家、武蔵国東京市芝区所在。妻は明治18年没、25歳			
158	女(松)	—	—	—	—	—	—	松之助	春	—				
159	健吾	正徳院建替遠源居士	(天保6カ)	1835	武蔵	明治4	1871	37	静岡で没カ	国分仙蔵、養父惣左衛門	広道女(梅)	滝子(惣左衛門次女)	久保家に奉仕。御徒。維新の際、久保家の東京から静岡への移動に同行し放還金拝領	
160	男(正則)	鎌太郎、文徳院開替正源居士	(元治元)	1864	—	明治5	1872	9	—	健吾	滝	偵	始め静岡において岩田家を相続	実名は「戸籍謄本」「家族書」より推定
161	女(偵)	—	文久元	1861	武蔵国	—	—	—	健吾	滝	—	—	生年は「戸籍謄本」、生国は「家族書」による	
162	男	升次郎、新寂智専童子	—	—	—	—	—	—	健吾	滝	—	—		
163	男	新造	明治4	1871	遠江国	—	—	—	健吾	滝	—	健吾末子	生年は「戸籍謄本」、生国は「家族書」による	
164	女(末)	—	明治20	1887	—	—	—	—	新造	偵	治之助	—		
165	男	治之助	明治13	1880	福井県遠敷郡鳥羽村	—	—	—	三宅治郎兵衛(二男)、養父新造	—	末(新造女)	実父所在は福井県遠敷郡鳥羽村麻生野		
166	女(朝)	—	明治42	1909	—	—	—	—	治之助カ	末	—	—		

【表3】「岩田家系録」「岩田氏伝来文書」所収中世文書一覧

No.	年月日	西暦	文書名	差出	宛所	〈系〉 掲載順	〈伝〉 掲載順	備考
1	(永禄11). 極. 3	1568	北条氏政書状写	(北条)氏政(花押影)	岩田孫二郎、富永新 三郎、太田越前守	1	9	※新出文書
2	天正18. 3.	1590	北条家朱印状写	(印影)「禄寿応穩」	—	2	2	〈系〉は天正16年、〈伝〉は天正18 年とする。 〈伝〉識語「右、氏直様御朱印也」。 ※新出文書
3	. 2. 26		北条家朱印状写	(印影)「禄寿応穩」	—	3	3	〈系〉印影輪郭のみ。識語①「虎御 朱印」、識語②「此御朱印、明和七 〈庚/寅〉四月十六日之夜、武州鉢 形雨宮賀春ニ止宿之処、賀春申スハ、 此鉢形町ニ北条家之御書付物所持之 者一人も無之由 /十六日夜半迄拜 二村内ノ参候我等 御朱印六通迄所持 此方名も無之御書故、賀春任望候」。 〈伝〉識語「右、氏直公御朱印也」。 ※新出文書
4	天正11. 9. 9	1583	北条家朱印状写	(印影)「禄寿応穩」	岩田右京(家清)	4	8	〈系〉印影輪郭のみ。〈伝〉識語① 「但、公御朱印は、年号上ニおし有 之」、識語②「右、氏直公御朱印也」。 ※新出文書
5	天正18. 6. 20	1590	北条家朱印状写	(印影)「禄寿応穩」	—	5	7	〈伝〉識語「右、氏直公御朱印也」。 『戦』3748、『埼』1588(小田原編 年録附録四、但し「判物」)。
6	. 12. 28		某書状写	—	岩田河内守(幸清)	6	6	※新出文書
7	. 5. 14		北条家朱印状写	(印影)「禄寿応穩」	中山助七郎	7	5	〈系〉印影なし。〈伝〉識語「右、氏直 公御朱印也」。※新出文書
8	(天正18). 正. 28	1590	北条氏直感状写	(花押影)(北条氏直)	岩田河内守(幸清)	8	1	〈伝〉識語①「鑊持(阿カ)寺辺と 御書被成候ハ、興治院様御手跡故と のよし爰に張置候」、識語②「足利 表と御書被下たるは、野州佐野鑊持 寺辺にて(岩田)河内守様御高名也」、 識語③「鑊阿と申寺有之(是ハ足利 ノ義 寺号ノ寺也)」、識語④「氏直 様足利鑊阿寺表御感状」、識語⑤「小 田原菴 城御證文」。 ※新出文書
9	. 4. 16		北条氏直感状写	(花押影)(北条氏直)	岩田河内守(幸清)	9	4	※新出文書
10	. 8. 10		北条氏規書状写	〈助五郎〉(北条)氏規	岩田弥三	10	-	※新出文書
11	(元亀元). 正. 21	1570	北条氏邦書状写	(北条)氏邦(花押影)	岩田玄蕃頭(家清)	11	-	※新出文書
12	元亀3. 12. 11	1572	北条氏邦判物写	(北条)氏邦(花押影)	岩田千勝(邦清)	12	10	※新出文書
13	天正10. 9. 19	1582	北条氏邦宛行状 写	(花押影)(北条)氏邦	岩田玄蕃頭(家清)	13	11	『戦』2414、『埼』1164(岩田修太 郎氏所蔵文書)。
14	(元応2. 2. 23)	1320	関東下知状写	—	加治三郎左衛門尉法 師(法名ノ教意)女子 尼仙心	14	-	後欠(冒頭のみ書写)。 『鎌』27382(長楽寺文書)。
15	. 3. 27		上杉顕定書状写	(上杉)顕定(花押影)	岩田河内	-	12	※新出文書
16	. 12. 29		朝村書状写	朝村(花押影)	中山左近将監	-	13	〈伝〉識語「猪鼻村百性(姓)写之 由にて持参」。 ※新出文書
17	. 4. 9		足利成氏書状写	(足利)成氏判	岩田太郎	-	14	※新出文書
18	(享徳4). 4. 6	1455	足利成氏書状写	(足利)成氏判	岩田太郎	-	15	※新出文書
19	. 3. 24		某感状写	(花押影)	中山右京亮	-	16	〈伝〉奥書「右、岩田先祖ヨリ文書 者、本家有リ、覚ニ写置候、尤此外 数通之古書等有之候へとも、こと へく写兼、荒増見聞候分留置ノ明 和元年申」。 ※新出文書

(註1)「〈系〉」は「岩田家系録」のことを示す。

(註2)「〈伝〉」は「岩田氏伝来文書」のことを示す。

(註3)『戦国遺文 後北条氏編』は「『戦』」、『新編埼玉県史 資料編6中世2』は「『埼』」、『鎌倉遺文』は「『鎌』」と略す。

